

○春日市介護保険外サービス事業者特別支援金支給事業実施要綱

(令和3年5月25日告示第157号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、市内で介護保険外サービスを日常的に提供し、地域包括ケアシステムの推進に寄与していることが認められる事業者の運営体制の維持を支援することにより高齢者が地域で安心して生活を続けることができるよう当該事業者特別支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険外サービス 地域包括ケアシステムに係るサービスであって、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び第115条の45第1項に規定する地域支援事業以外のものをいう。
- (2) 地域包括ケアシステム 高齢者が、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等を包括的かつ継続的に提供する体制をいう。
- (3) 通いの場 高齢者が、個人宅、空き家、事業所の空き空間等で生きがいをづくり、介護予防等を目的として他者との交流、健康維持のための講座の受講等実情に応じた多様な活動を行う場及び介護を必要とする高齢者が、日中に自宅以外で他者からの支援を受けながら過ごすことができる場をいう。
- (4) 生活支援 高齢者の自宅等を訪問し、買い物、調理、掃除等の家事支援、見守り及び外出支援を行うことをいう。

(対象者)

第3条 支給の対象者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 法人格を有する者
- (2) 市内に主たる事業所を有する者
- (3) この要綱の施行の日において、市内で通いの場及び生活支援に該当する事業(以下「事業」という。)を令和2年5月1日前から経常的に運営している者
- (4) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)でない者
- (5) 春日市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(支給金額)

第4条 特別支援金の額は、50万円とし、予算の範囲内で1回に限り支給するものとする。

(支給の申請)

第5条 特別支援金の支給(以下「支給」という。)を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、春日市介護保険外サービス事業者特別支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書の写し
- (2) 前年度の事業の実績が確認できる書類
- (3) 今年度の事業の計画が確認できる書類

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類その他必要な事項を審査の上、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、春日市介護保険外サービス事業者特別支援金支給決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対しその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給を行わないことを決定したときは、速やかに書面により申請者に対しその旨を通知するものとする。

(支給の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、当該支給の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、第4条第1項の規定による支給金について、返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

春日市介護保険外サービス事業者特別支援金支給申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

春日市介護保険外サービス事業者特別支援金支給決定通知書

[別紙参照]